

お客さま各位

中南信用金庫

預金規定等改定のお知らせ

平素より、中南信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの強化の一環として、普通預金規定等を下記のとおり改定いたしますのでご案内申し上げます。

1. 対象となる預金規定等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期性総合口座取引規定 ・ 定期性総合口座(無利息型普通預金)取引規定 ・ 普通預金規定 ・ 無利息型普通預金規定 ・ 貯蓄預金規定 ・ 納税準備預金規定 ・ 通知預金規定 ・ 自由金利型定期預金(期日指定定期)規定 ・ 自動継続自由金利型定期預金(期日指定定期)規定 ・ 自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定 ・ 自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定 ・ 自由金利型定期預金(大口定期)規定 ・ 自動継続自由金利型定期預金(大口定期)規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利定期預金規定 ・ 自動継続変動金利定期預金規定 ・ 定額複利預金規定 ・ 自動継続定額複利預金規定 ・ 積立定期預金規定 ・ 積立式期日指定定期預金規定 ・ 定期積金(スーパー積金)規定 ・ 貸金庫規定・自動貸金庫規定 ・ 財産形成期日指定定期預金規定 ・ 財形住宅預金規定 ・ 財形年金預金規定 ・ バンキングアプリサービス利用規定
--	--

2. 主な改定内容

(預金の解約、書替継続等)

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 前項の解約手続に加え、当該預金口座の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が共通規定5.(譲渡、質入れ等の禁止)(1)に違反した場合

- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ 前条第1項から第4項に定める取引の制限が、前条第5項により解除されないまま1年を経過した場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合（以下「暴力団員等」という）
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D 暴力団準構成員
 - E 暴力団関係企業
 - F 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G その他本号AからFに準ずる者
- ③ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他本号AからDに準ずる行為

(5) 以下、省略

3. 改定日

令和5年3月1日（水）

以上